

厚生年金基金規約の一部変更について

(1) 財政運営基準の変更等による規約の一部変更

厚生労働省年金局長通知による規約変更新旧対照条文 (案)

新	旧
第 13 章 雑則	第 13 章 雑則
(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)	(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)
第 105 条の 4 (略)	第 105 条の 4 (略)
2. 前項の権利義務移転等を行う者に係る資産の額は、移換額算定基礎額(数理債務と最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額(確定給付企業年金への権利義務移転の場合は零とする。))を合算した額から、特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価(次期財政再計算までに発生する積立不足を償却するための特例掛金の予想額の現価をいう。)の合計額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に基づき、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。	2. 前項の権利義務移転等を行う者に係る資産の額は、移換額算定基礎額(数理債務と最低責任準備金(継続基準)(確定給付企業年金への権利義務移転の場合は零とする。))の合計額から、特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価(次期財政再計算までに発生する積立不足を償却するための特例掛金の予想額の現価をいう。)の合計額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に基づき、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)
附 則	
<u>この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

(2) ガイドライン通知の変更による規約の一部変更

ガイドライン通知の一部改正による規約変更新旧対照条文 (案)

新	旧
(運用管理)	(運用管理)
第 83 条の 3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるものとする。	第 83 条の 3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるよう努めなければならない。
附 則	
<u>この規約は認可の日から施行し、平成 25 年 2 月 25 日から適用する。</u>	

## 厚生年金基金倫理規程の新設について

### 基金の役職員の職務に係る倫理規程

#### (目的)

第1条 この規程は、全国電子情報技術産業厚生年金基金（以下「基金」という。）の役員及び事務局職員（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持を図ることを目的とする。

#### (倫理行動規準)

第2条 役職員は関係法令、基金規約及び規程等の遵守はもとより、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、厚生年金保険法第121条により、公務に従事する職員とみなされており、国家公務員と同等の倫理を保持する事が求められる事を自覚し、職務上知り得た情報について、一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に善良な管理者としての注意をもって公正な職務の執行にあたらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らのための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、次条の利害関係者からの贈与等を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行にあたっては、基金の利益（加入員及び加入員であった者の利益）の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が基金の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

2 役職員のうち次条に定める利害関係者である者から転籍又は出向してきた者は、業務執行に関して、基金の利益を当該利害関係者の利益に優先しなければならない。

#### (利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者（各号の規定に準じる法人および個人も含む。）をいう。

- (1) 適用・給付事務等に関する業務  
業務委託機関
- (2) 資産運用に関する業務（管理運用業務）  
運用受託機関、資産管理機関および運用コンサルティング会社（運用助言・分析等の業務を行う者、個人も含む。）
- (3) 財政の分析・助言に関する業務  
財政コンサルティング会社（個人も含む。）
- (4) その他基金との契約に関する業務  
財務及び会計規程第16条に定める契約を行う法人または個人

(倫理監督者)

第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、基金に倫理監督者を置き、理事長がこれにあたる。

2 前項の規程に関わらず、特段の事情がある場合において、理事会は、役職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる者を倫理監督者として指名することができる。

3 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員から第6条第2項または第12条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者との間に疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

4 倫理監督者は、役職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為等)

第5条 理事は、厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(平成9年4月2日付厚生省年金局長通知「三(10)①」に規定するアからウまでの行為及び「三(10)②」に規定するa、b及びcの条件を満たすことなくアからウまでの行為を行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与(せん別、祝儀、香典または供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品または不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

3 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品または記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

4 第2項の規程の適用については、役職員（同項第9条に掲げる行為にあつては、同条の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

#### （禁止行為の例外）

第6条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第2項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

#### （利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 役職員は、利害関係者に該当しない者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった者にその者の負担として支払わせてはならない。

#### （特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第8条 役職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算

機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 基金が直接支出する費用をもって作成される書籍等
- (2) 作成数の過半数を基金において買い入れる書籍等

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 役職員は、他の役職員の第5条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第2項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、倫理監督者、管理職の地位にある職員又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員又は管理職の地位にある職員は、他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第10条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超える時は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、届け出なければならない。ただし、やむをえない事情によりあらかじめ、届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第11条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者に承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、当該報酬の額が公正な職務の執行に対して疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(倫理監督者への相談)

第12条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第2項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第13条 役職員は、利害関係者から金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は利害関係者と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員又は管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受け取った利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次項に定める事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長またはその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 前項に定める報告する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 贈与等の内容または報酬の内容

ア 当該贈与等により受け取った利益又は当該支払を受けた報酬の価額

イ 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

ウ 当該贈与等をした者又は当該報酬を支払った者の名称及び住所

(2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした者と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた役職員の職務との関係及び当該利害関係者と基金との関係

(3) 第1号アの価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠

(4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受け取った供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)

(5) 利害関係者の役員、従業員、代理人その他の者が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役職員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位および氏名)

(報告書の保存および閲覧)

第14条 理事長又はその委任を受けた者は、前条の規定により提出された贈与等報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

2 前項の規定により保存されている贈与等報告書については、代議員会、加入員及び加入員であった者の求めに応じ、閲覧させることができるものとする。

3 第1項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、基金事務局内において行うものとする。

(理事長の責務)

第15条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、保存及び贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

- (2) 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者がその他の適切な機関に通知したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理観の醸成及び保持に努めること。

(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第16条 理事長は、役職員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、理事長は必要な措置を厳正に行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年2月25日から施行する。

厚生年金基金諸規程の一部変更について

(1) 財政運営基準の変更等による財務及び会計規程の一部変更

新			旧		
別表第1 貸借対照表 (年金経理)			別表第1 貸借対照表 (年金経理)		
資産勘定			資産勘定		
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	1. 純資産 (略)	(略)	(略)
2. 負債			2. 資産及び 負債の数理的 評価 資産評価調整額  未償却過去勤務 債務残高	資産評価調整額  特別掛金収入現 価  特例掛金等収入 現価	資産評価調整額  特別掛金収入現 価 評価損償却掛金 収入現価 特例掛金等収入 現価
3. 基本金 (略)	(略)	(略)	3. 基本金 (略)	(略)	(略)

新			旧		
別表第1 貸借対照表 (年金経理)			別表第1 貸借対照表 (年金経理)		
負債勘定			負債勘定		
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	1. 純資産 (略)	(略)	(略)
2. <u>負債</u>  <u>責任準備金</u>	<u>責任準備金 (ﾌﾟﾗ ｽﾞﾙﾌﾟﾙ部分)</u>  最低責任準備金  最低責任準備金 <u>調整額</u>	<u>責任準備金 (ﾌﾟﾗ ｽﾞﾙﾌﾟﾙ部分)</u>  最低責任準備金  最低責任準備金 <u>調整額</u>	2. <u>資産及び 負債の数理的 評価</u> <u>給付債務</u>	<u>数理債務</u>  最低責任準備金 <u>(継続基準)</u>	<u>数理債務</u>  最低責任準備金 最低責任準備金 <u>調整額</u>
3. 基本金 (略)	(略)	(略)	3. 基本金 (略)	(略)	(略)

新			旧		
別表第1 損益計算書 (年金経理)			別表第1 損益計算書 (年金経理)		
費用勘定			費用勘定		
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	1. 経常収支 (略)	(略)	(略)
2. 特別収支 (略)	(略)	(略)	2. 特別収支 (略)	(略)	(略)
3. <u>負債の変動</u> <u>責任準備金増加額</u>	<u>責任準備金(ﾌﾟﾗｽ</u> <u>ｽﾌﾟﾘｯﾌﾟ部分)増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>調整額増加額</u>	<u>責任準備金(ﾌﾟﾗｽ</u> <u>ｽﾌﾟﾘｯﾌﾟ部分)増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>調整額増加額</u>	3. <u>数理評価</u> <u>の変動</u> <u>資産評価調整額</u> <u>減少額</u>  <u>給付債務増加額</u>   <u>未償却過去勤務</u> <u>債務減少額</u>	<u>資産評価調整額</u> <u>減少額</u>  <u>数理債務増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>(継続基準)増加</u> <u>額</u>  <u>特別掛金収入現</u> <u>価減少額</u>   <u>特例掛金等収入</u> <u>現価減少額</u>	<u>資産評価調整額</u> <u>減少額</u>  <u>数理債務増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>増加額</u>  <u>最低責任準備金</u> <u>調整額増加額</u>  <u>特別掛金収入現</u> <u>価減少額</u>  <u>評価損償却掛金</u> <u>収入現価減少額</u>  <u>特例掛金等収入</u> <u>現価減少額</u>
4. 基本金 (略)	(略)	(略)	4. 基本金 (略)	(略)	(略)

新			旧		
別表第1 損益計算書 (年金経理)			別表第1 損益計算書 (年金経理)		
収益勘定			収益勘定		
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	1. 経常収支 (略)	(略)	(略)
2. 特別収支 (略)	(略)	(略)	2. 特別収支 (略)	(略)	(略)
3. <u>負債の変動</u> <u>責任準備金減少額</u>	<u>責任準備金(ﾌﾟﾗｽﾌﾟﾙｰ部分)減少額</u>  <u>最低責任準備金減少額</u>  <u>最低責任準備金調整額減少額</u>	<u>責任準備金(ﾌﾟﾗｽﾌﾟﾙｰ部分)減少額</u>  <u>最低責任準備金減少額</u>  <u>最低責任準備金調整額減少額</u>	3. <u>数理評価の変動</u> <u>資産評価調整額増加額</u>  <u>給付債務減少額</u>  <u>未償却過去勤務債務増加額</u>	<u>資産評価調整額増加額</u>  <u>数理債務減少額</u>  <u>最低責任準備金(継続基準)減少額</u>  <u>特別掛金収入現価増加額</u>  <u>特例掛金等収入現価増加額</u>	<u>資産評価調整額増加額</u>  <u>数理債務減少額</u>  <u>最低責任準備金減少額</u>  <u>最低責任準備金調整額減少額</u>  <u>特別掛金収入現価増加額</u>  <u>評価損償却掛金収入現価増加額</u>  <u>特例掛金等収入現価増加額</u>
4. 基本金 (略)	(略)	(略)	4. 基本金 (略)	(略)	(略)
附則 この規程は、平成25年3月31日から施行する。					

(2) ガイドライン通知の変更による規程の一部変更

運用管理規程別紙「年金資産の運用に関する基本方針」

新

年金資産の運用に関する基本方針

全国電子情報技術産業厚生年金基金(以下「当基金」という。)は、年金給付金等積立金(以下「年金資産」という。)の運用にあたり以下の基本方針を定め、この規定を遵守した年金資産の運用、管理を行うこととする。

また、当基金は、年金資産の運用を委託する受託機関(以下「運用受託機関」という。)へ本基本方針、総資産額が確認できる資料および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を提示し、運用受託機関は、これらの規定に基づき年金資産の運用、管理を行うこととする。

(運用目的)

1、当基金の基金規約に規定した年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、許容できるリスクの範囲内で必要とされる運用収益を長期的に確保することを目的とする。

また、年金資産が公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク全般に対する管理を重視した、安全かつ効率的な運用を行うこととする。

(運用目標)

2、目標とする運用の収益率は、将来にわたって健全な基金運営を維持するために必要な収益率を上回るものとする。

また、各運用資産については、許容リスクの範囲内において、資産区分ごとの市場収益率(以下「ベンチマーク」という。)を長期的に上回るとともに、複数の運用資産を投資対象とする場合は、各運用資産のベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率(以下「複合ベンチマーク」という。)を長期的に上回ることを運用目標とする。

(運用コンサルタント等)

3、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策

的資産構成割合の策定、運用受託機関等の選任・評価等に関し、必要な場合には運用コンサルタント等の外部の機関に分析・助言を理事会等で意思決定に基づき求めることができるものとする。

運用コンサルタント等と契約を締結する場合、当該運用コンサルタント等が運用受託機関等の選任・評価等、投資助言・代理業を行う場合は、金融商品取引法上の規定による投資助言・代理業を行うものとしての登録を受けているかの確認を行わなければならない。

また、当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無の確認、および当該運用コンサルタント等の助言内容が中立性・公平性が確保されたものであるか等の検証に努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

4、年金資産の運用目標を達成するため、基準となる政策的資産構成割合(以下「政策アセットミックス」という。)を策定し、別紙1のとおり定める。

この政策アセットミックスにおける資産構成割合、乖離許容幅の策定はALM分析等の結果を踏まえた当基金の成熟度、制度の負債特性、年金資産の積立水準、各運用資産の目標とする収益率(リターン)とその変動性(リスク)、相関係数等を勘案し、中長期的な分散投資の観点から策定する。

なお、策定にあたっては運用コンサルタント等や資産運用委員会、または金融機関等の金融経済の専門的知識およびその策定実務の経験を有する者と当基金が判断する者から意見を徴収しなければならない。

(運用にあたっての留意事項)

5、年金資産の運用にあたっては、策定した政策アセットミックスを基本とし、収益率(リターン)とその変動性(リスク)等が異なる複数の運用資産に分散投資し、将来にわたる資産側および負債側の変動予測を踏まえ、負債と資産を総合的に管理しなければならない。

また、運用資産への投資にあたっては、換金までの期間、投資後一定期間解約制限が設けられているなどの換金条件、満期日の有無等を確認した上で投資を行わなければならない。

なお、分散投資を行わないことにつき合理的な理由がある場合は、その理由を本基本方針に定めるとともに、加入員及び事業主に周知しなければならない。

また、当基金の年金資産全体からみて特定の運用受託機関の特定の商品に対する資産の運用委託が過度に集中しないようにしなければならない。

ただし、以下に定める合理的理由がある場合は、運用受託機関の信用リスク等に十分な注意を払った上で投資することができる。

- ① 特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合
- ② 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合
- ③ ベンチマークとの連動性を目的とする商品に投資する場合
- ④ 市場急変時等のリスク回避行動の結果として特定の運用受託機関に運用委託が集中する場合

(運用受託機関の選任および評価)

6、前述の政策アセットミックスに基づき、運用資産区分ごとに運用スタイル・手法等の分散を勘案の上、理事会等での意思決定に基づき、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し運用資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、定量評価及び定性評価により総合的に判断する。

また、必要に応じて運用受託機関の運用実務に携わる者に対するヒアリング、および運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリングなども判断材料としながら、十分に検討するものとする。

なお、オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任および評価は本項目に加え、別紙2「オルタナティブ投資にかかる規程」に定める事項も十分に検討の上、行うこととする。

① 定量評価基準

定量評価は、時価による収益率（リターン）とその変動性(リスク)を基準とし、一般的に適正と認められる方法で行う。

具体的には、各運用資産のベンチマークは次の指標とし、以下の方法により評価を行う。ただし、当基金が運用受託機関との協議の上、ベンチマークを運用ガイドラインにて提示した場合は、運用ガイドラインにて提示のベンチマークにて評価を行う。

ア) 運用資産ごとの評価

- ・運用資産ごとの時価による収益率とベンチマークを比較する等により行う。

イ) 資産全体の評価

- ・資産全体の時価による収益率と複合ベンチマーク等を比較する等により行う。

ウ) 運用受託機関相互の比較評価

- ・運用資産ごとの時価による収益率、および資産全体の時価による収益率を比較する等により行う。

エ) アクティブ運用においては、例えばシャープレシオやインフォメーションレシオ（リターンを得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標）等の指標も参考とする場合がある。

オ) 評価は原則として3～5年程度の実績（実績がない場合にあっては、バックテスト）をもって行うが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不相当と認められる場合等は、この限りではない。

運用資産	ベンチマーク
国内債券	NOMURA－BPI 総合
新株予約権付社債	日興 CB・ボンドパフォーマンス・インデックス
国内株式	TOPIX（配当込）
外貨建債券	シティバンク世界国債インデックス（除く日本・円換算）
外貨建債券	シティバンク世界国債インデックス（除く日本・円ヘッジ）
外貨建株式	MSCI－KOKUSAI インデックス（配当再投資・円換算）
外国株式	MSCI－KOKUSAI インデックス（配当再投資・円ヘッジ）
短期資産	有担保コール（翌日物）
代替投資資産	HFRI インデックス 円ヘッジ（HFRI Fund Weighted Composite Index 円ヘッジ）

上記ベンチマークを参照しない運用手法については、別途個別ガイドラインにて参照ベンチマークを明記するものとする。

## ② 定性評価基準

定性評価は、運用受託機関の経営理念・経営内容および社会的評価と信用力、企業年金制度に対する理解と関心等に加えて、以下の項目等を考慮した上で、総合的に判断する。

### ア) 投資方針

- ・ 内容の明確性、合理性、一貫性等

### イ) 組織および人材

- ・ 意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・ 十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・ 人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保

### ウ) 運用プロセス

- ・ 投資方針と整合性
- ・ 運用の再現性
- ・ リターンの追求方法の合理性・有効性
- ・ リスク管理指標の合理性・有効性

### エ) 事務処理体制

- ・ 売買、決済等の事務処理の効率性および正確性
- ・ 運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

### オ) リスク管理体制

- ・ 実効性及び適切性等

### カ) コンプライアンス

- ・ 法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・ 過去における法令違反の有無
- ・ 事故発生時における対応体制
- ・ 監査の状況（内部監査、外部監査）

（運用受託業務に関する報告の内容及び方法）

## 7、運用受託業務に関する報告

① 運用受託機関に対しては、以下の事項等が記載された報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。

ア) 残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等

イ) パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、並びにその主な変動要因等

ウ) 運用方針等

エ) 運用受託機関の外部監査の有無等

オ) 金融商品取引業者等に関する内閣府令で定める特定のファンドを組み入れる場合の記載事項

- ・ 基準価額の算出方法、報告体制等
- ・ 組入れファンドのスキーム
- ・ 運用受託機関・ファンド関係者間の人的・資本的関係およびファンド関係者相互間の資本関係等

・ ファンド監査の有無等

② 当基金は、代議員会に対しては、前項のア)～オ) および以下の事項等を正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。

カ) 運用の基本方針および運用ガイドライン

キ) 運用受託機関の選任状況

ク) 運用受託機関の評価結果

ケ) 運用受託機関のリスク管理状況

コ) 運用結果（運用受託機関ごとの運用実績等）

サ) 基金の理事および職員の資産運用等にかかる研修の受講状況、その他基金の管理運用体制の状況

シ) 理事会における議事の状況

ス) 資産運用委員会における議事の状況

③ 当基金は、加入員に対しては、以下の事項等を周知しなければならない。

セ) 積立金の運用収益または運用損失および資産の構成割合その他積立金の運用の概況

ソ) 運用の基本方針の概要等

タ) 資産運用委員会の議事の概要等

（運用業務に関し遵守すべき事項）

8、当基金は各運用受託機関に対して以下の事項等を遵守することを求めるものとする。

① 運用全般

- ・ 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・ 資産配分の変更、有価証券等の入れ替え頻度の増加に伴う、取引コストの増大には十分に考慮すること。
- ・ 複数の投資家の資金を合同して運用するファンドを採用する場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とし、採用後も定期的に運用対象および運用スタイルの変更がないか確認すること。
- ・ 余裕資金は必要最小限となるよう資金管理を行うこと。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
- ・ デリバティブの利用にあたっては、原則としてヘッジ取引に限定して行うものとし、投機的な取引は行わない。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。なお、ヘッジ目的以外でのデリバティブの利用およびレバレッジ取引等を行う場合は、事前に運用受託機関と協議すること。
- ・ セキュリティーズ・レンディングについては、事前に運用受託機関と協議すること。なお、実行に伴うカウンターパーティーリスク等のリスク管理に十分な注意を払う。

② 個別資産

当基金が、運用受託機関に国内債権、新株予約権付社債、国内株式、外貨建債券、外貨建株式の伝統的資産（以下「伝統的資産」という。）とオルタナティブ資産の運用の委託を行う際は、各運用受託機関が各資産の下記事項等を遵守しているか確認した上で、運用の委託を行うこととする。

**【国内債券】**

- ・投資対象は円貨建債権として、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

**【新株予約権付社債】**

- ・投資対象は原則として国内の各証券取引所、店頭市場に株式公開している企業の発行する新株予約権付社債とし、投資対象企業の経営内容や発行条件等に関して十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、適切な分散化を図ること。

**【国内株式】**

- ・投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・買占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・信用取引を行う場合、事前に運用受託機関と協議すること。

**【外貨建債権】**

- ・投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選択すること。
- ・投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

**【外貨建株式】**

- ・投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選択すること。
- ・投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

**【オルタナティブ投資等】**

- ・ヘッジファンド、プライベートエクイティ、コモディティ、不動産（不動産ファンド含む）、その他のオルタナティブ商品等（以下「オルタナティブ資産等」という。）に関しては、そのリスク・リターン特性、流動性や適正な時価評価、組み入れ比率、スキーム等を十分な調査を行った上で行うこと。
- ・オルタナティブ資産等への投資にあたっては、その目的・位置付け等を明確にした上で行うこと。また、具体的事項は別紙2「オルタナティブ投資にかかる規程」に基づき行うこと。

（運用受託機関等との協議）

9、運用受託機関等より、資産の運用・管理にあたって本基本方針等の内容に抵触する恐れがある旨の申し出があった場合、運用内容を確認し、本基本方針等に反していれば、是正に努めなければならない。

(受託者責任)

10、資産の運用に当って、当基金ならびに各運用受託期間等は法令等に基づく厚生労働大臣の指導・勧告・助言等および規約ならびに理事会、代議員会の議決を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、専ら加入者等の利益のため忠実に業務を遂行しなければならない。

また、理事等は自己または当基金以外の第三者の利益を図る目的で以下の行為を行ってはならない。

ア) 特別な利益の提供を受けて年金資産の運用にかかる契約等を基金に締結させること。

イ) 自己または自己と利害関係にある者と年金資産の間で有価証券等の取引を行うこと。

(研修等)

11、年金資産の運用および管理業務に携わる者は、自らが有する運用および管理業務に関する専門的知識および経験等の程度に応じ、企業年金連合会等が実施する資産運用・管理にかかる研修を受講しなければならない。

また、理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解および資産運用環境の把握に努めなければならない。

(その他)

12、本基本方針は、基金の状況、基金を取り巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合があります。その場合、変更内容は理事会での議決をもって行う。また、変更した本基本方針は各運用受託機関等に文書をもって通知しなければならない。

なお、市場急変時等で安全かつ効率的に年金資産の保全を図る必要が生じた場合には、理事に連絡のうえ、過半数の理事の承諾を得て本基本方針の変更を行うことができるが、直後に開催される理事会および代議員会に報告しなければならない。

また、本基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上、これを行うこととし、基本方針について受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

附則

この基本方針は平成25年2月25日から適用する。

## 政策アセットミックスについて

資産分類	政 策 アセットミックス	乖離許容幅
国内債券	42.0%	±15%
新株予約権付社債	0.0%	+15%
国内株式	25.0%	±15%
外貨建債権	15.0%	±15%
外貨建株式	16.0%	±15%
保険資産 (新一般勘定)	0.0%	+15%
オルタナティブ 資産等	0.0%	+15%
短期資産	2.0%	+15%～ -2%
合計	100.0%	

(平成 25 年 2 月 25 日改定)

## 留意事項

- ① オルタナティブ商品等への計上は、別紙2「オルタナティブ投資にかかる規程」に基づくこととする。
- ② 政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内で運用を行うことを基本とする。
- ③ ただし、市場の変動状況に応じて、資産構成割合を機動的に変更することにより、一時的に乖離許容幅を超過することは許容する。乖離許容幅の上下限を超過した資産がある場合は、リバランスを実施する際にオルタナティブ投資等はその特性（流動性の制約等）を考慮し、通常のリバランスの対象資産からは除外し、別途、構成割合等を管理する。

## オルタナティブ投資にかかる規程

この規程は、別途定める全国電子情報技術産業厚生年金基金（以下「当基金」という。）「年金資産の運用に関する基本方針」（以下「本基本方針」という。）の規定に基づき、オルタナティブ投資にかかる運用及び管理の具体的内容につき以下のとおり定める。

### （定義）

#### 1、オルタナティブ投資とは、内外債権および

内外株式といった伝統的資産（以下「伝統的資産」という。）以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝統的投資手法以外での運用戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する運用戦略と定義する。

### （目的）

#### 2、当基金は、年金資産運用における収益源泉の分散（リスク分散によるポートフォリオのリスクリターン特性の改善）および収益機会の追求（超過リターンの獲得によるポートフォリオのトータルリターンの向上）を目的に、伝統的資産とは異なる収益率（リターン）とその変動性（リスク）、各運用資産との相関関係、流動性等のオルタナティブ資産の固有の特性を十分に理解した上で、オルタナティブ投資を行う。

### （位置付け）

#### 3、当基金は、オルタナティブ資産を政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という。）上の独立した資産クラス、または伝統的資産の代替資産としてオルタナティブ投資商品毎にその位置付けを決定する。

### （投資割合）

#### 4、オルタナティブ資産への投資は、政策アセットミックスで定める割合の範囲内とする。

その際、そのリターン／リスク特性を定性的のみならず、できる限り定量的に把握・分析するものとし、ポートフォリオの最適化等の適切なプロセスを経て、総合的に評価した上で、他の資産と同様に、投資割合等（基準となる構成割合と乖離許容幅等）を決定するものとする。

なお、オルタナティブ資産への投資が、伝統的資産の代替を目的とする場合は、政策アセットミックス上は代替する伝統的資産に計上するが、その場合のオルタナティブ資産への投資割合は事前に運用受託機関と協議の上、適切な投資割合等を設定し、過大にリスクを取らないように注意を払う。

ただし、時価の変動等により一時的に超過する場合は、この限りではない。

### （オルタナティブ商品等の選定）

#### 5、オルタナティブ投資における運用受託機関およびオルタナティブ商品を選定するにあたっては、本基本方針に定める方法に加え、オルタナティブ投資固有のリスクを考慮する等以下の基準も考慮のうえ選定する。

① 運用受託機関の選任

ア) 当該運用受託機関の組織体制に関する事項

- ・ 組織の概況、意思決定プロセスの流れ
- ・ コンプライアンス（法令および運用ガイドラインの遵守状況）等の内部統制体制
- ・ 監査体制（内部監査、外部監査）
- ・ 一般に適正と認められる認証基準等の取得状況

イ) 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項

- ・ 財務状況の推移
- ・ 運用受託実績等の推移
- ・ 一般に適正と認められる格付機関等による評価状況

② オルタナティブ商品の選定

（共通事項）

- ア) 当該商品の運用戦略のリターンの源泉
- イ) 当該商品の運用戦略のリスク
- ウ) 当該商品の運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法
- エ) 当該商品の運用戦略に関し情報開示を求めた場合の態勢
- オ) 当該商品の運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト

（個別運用戦略）

ア) 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合

- ・ ファンド監査の有無
- ・ 当該運用受託機関と資産管理機関および事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係

キ) 先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資を行う場合

- ・ レバレッジ（先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法）によるリスク

ク) 証券化の手法を用いた戦略に投資を行う場合

- ・ 当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む）とそれに内在するリスク

ケ) 異なる複数のヘッジファンド（様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド）に投資する運用戦略（ファンド・オブ・ヘッジファンズ）に投資を行う場合

- ・ それぞれの運用戦略の相関関係等

コ) 未公開株式や不動産等に投資する場合

- ・ 換金条件等の流動性に関する事項

(投資対象となる商品およびベンチマーク)

6、オルタナティブ投資におけるベンチマークは、その投資目的（または、商品毎や投資戦略毎）に応じて以下のとおりとする。なお、伝統的資産の代替を目的とするオルタナティブ資産等については、伝統的資産と同じベンチマークを採用することとする。

投資商品	ベンチマーク
ヘッジファンド	代替投資においては、受託機関が自ら設定する目標収益率をベンチマークとし、自らが設定する推定リスクの範囲内で目標を達成することができたか否かで判断する。
不動産	
プライベートエクイティ	

(評価)

7、オルタナティブ投資の評価方法は、本基本方針に定める方法に加え以下の基準も考慮の上評価する。

- ア) 投資資産の時価の把握状況
- イ) 投資資産にかかる情報開示状況
- ウ) 投資資産にかかる固有のリスク管理状況
- エ) 組織体制および運用者の変更
- オ) 直近の外部監査等の状況

(その他)

8、本規程は、本基本方針の一部を構成するものであり、規程の変更等を行う場合は本基本方針と同様の手続きを経なければならない。

附則

この規程は、平成 25 年 2 月 25 日から適用する。

(3) 戦略的資産配分の見直しによる運用管理規程の一部変更

新			
別表	委託会社名及び振込割合		
運用受託機関	掛金の振込割合	給付費等の負担割合	年金特定信託割合
	(%)	(%)	
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	100.0	100.0	
(内、年金信託契約)	(100.0)	(100.0)	
(内、年金特定信託契約)	(0.0)	(0.0)	
りそな銀行株式会社	0.0	0.0	
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	
三井住友信託銀行株式会社	0.0	0.0	
(内、旧住友信託銀行株式会社分)	(0.0)	(0.0)	
(内、旧中央三井アセット信託銀行株式会社分)	(0.0)	(0.0)	
日本生命保険相互会社	0.0	0.0	
明治安田生命保険相互会社	0.0	0.0	
朝日ライフアセットマネジメント株式会社	0.0	0.0	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
計	100.0	100.0	

掛金シェア 平成 24 年 10 月 29 日  
給付シェア 平成 24 年 10 月 29 日

(4) 契約保養所利用規程の一部変更

東京電子機械工業健康保険組合の直営保養所の利用について、一般の方の利用が可能となったことにより、当基金の加入員及び電子厚年基金から退職年金を受ける者とそれらの家族の福祉増進を目的とする契約保養所利用規程の契約保養所といたしたい。

契約保養所利用規程の別表 1 に次の表を追加いたしたい。

(B 契約保養所：東京電子機械工業健康保険組合直営保養所)

	所在地	備考
上総一宮海浜保養所	〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮 1 0 1 6 3 番	
伊豆山温泉保養所	〒413-0002 静岡県熱海市伊豆山七尾原 1173-651	

(5) ガイドライン通知の変更による資産運用委員会設置要綱の一部変更

資産運用委員会設置要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生年金基金資産運用委員会設置要綱</p> <p>1. 設置の目的～3. 委員会の運営 (略)</p> <p>4. 委員の委嘱 <u>委員は次に掲げる委員とし、委員は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>代議員の中から選定、互選それぞれ6名とする。</u></p> <p>(2) <u>資産運用にかかる専門の事項を調査・審議するための専門委員を2名以内とする。</u></p> <p>2 <u>年金資産運用委員会の事務局は、基金事務局が担当する。</u></p> <p>3 <u>専門委員は資産運用に関し学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。</u></p> <p>5. 委員の任期 (略)</p> <p>6. 委員会の構成 委員会は委員、<u>専門委員</u>および執行部として理事長、運用執行理事、常務理事が議決権を有しない構成員として参加する。</p> <p>7. 委員会の招集 (略)</p> <p>8. 委員会の審議事項と建議 (略)</p> <p>9. 委員氏名の非公開 (略)</p> <p>10. 施行期日 この要綱は、昭和60年9月3日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成25年2月25日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">厚生年金基金資産運用委員会設置要綱</p> <p>1. 設置の目的～3. 委員会の運営 (略)</p> <p>4. 委員の委嘱 委員は選定代議員、互選代議員から代議員会の承認を得て理事長が委嘱する。</p> <p>5. 委員の任期 (略)</p> <p>6. 委員会の構成 委員会は委員および執行部として理事長、運用執行理事、常務理事が議決権を有しない構成員として参加する<u>ほか、事務局を担当する者として事務長が加わるものとする。</u></p> <p>7. 委員会の招集 (略)</p> <p>8. 委員会の審議事項と建議 (略)</p> <p>9. 委員氏名の非公開 (略)</p> <p>10. 施行期日 この要綱は、昭和60年9月3日から施行する。</p>